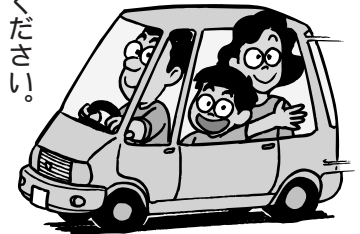


# 身体等に障害のある人に対する 軽自動車税の減免制度

## 減免対象となる障害の範囲

障害区分	障害者等が所有し 本人が運転するもの	・生計を一にする人が所有するもの ・生計を一にする人または常時介護 する人が運転するもの
視覚障害	1級～3級、4級の1	
聴覚障害	2級、3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声 機能障害に限る)	
上肢不自由	1級～2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の 非進行性脳変に よる運動機能障害	上肢機能	1級～2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を含む)
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸 ・ぼうこう・直腸機能障害	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1級～3級	
知的障害者	療育手帳の交付を受けていて、障害程度が「重度(A)」の人	
精神障害者	精神障害1級の人で、自立支援医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る)の交付を受けている人	

\* 戦傷病者手帳を持っている人は、市役所税務課までお問い合わせください。



市では、身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者以下、障害者等が積極的に社会活動に参加できるよう、軽自動車税が減免となる制度があります。  
減免は、障害者等一人につき一台に限り、また、県税である自動車税の減免と市税である軽自動車税の減免を同時に受けることはできませんのでご注意ください。  
なお、自動車税・自動車取得税の減免制度については、沼津財務事務所(電話055(920)2019)にお問い合わせください。

## 総合等級判定による読み替え

**対象** 障害者本人運転による減免対象者のうち、「下肢不自由四～六級、乳幼児期以前の非進行性脳変による運動機能障害(移動機能)四～六級、体幹不自由五級」の障害以外に、他の障害を持っている人

**読み替え内容** 「下肢不自由四～六級、乳幼児期以前の非進行性脳変による運動機能障害(移動機能)四～六級、体幹不自由五級」の等級を、総合等級に読み替えて「生計を一にする人が所有するもの」「生計を一にする人または常時介護する人が運転するもの」の減免規定で判定

**例** 下肢不自由4級  
+  
上肢不自由3級  
=

**総合2級**  
(障害者手帳に記載)  
下肢不自由2級に読み替える

生計同一者運転  
本人運転

対象になる  
対象になる

## 平成22年度分申請方法

**とき** 4月1日(木)～23日(金)  
8:30～17:15 \*土・日曜を除く

**ところ** 税務課(伊豆長岡庁舎1階)

**持ち物** 軽自動車税減免申請書  
障害者手帳等の写し  
車検証の写し 認印  
運転する人の免許証の写し

**問合せ** 税務課 電話055 948 2918

\* 車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」と記載されているものについても軽自動車税の減免の対象になります。詳しくは市役所税務課にお問い合わせください。  
\* 平成二十一年度に軽自動車税減免を受けている人には、継続用減免申請書を送付します。

## しずおか子育て

## 優待カード

4月以降も継続して利用できます

地域、企業、行政が一体となって、子育て家庭を応援するために、平成十八年に市町と県の協働事業としてスタートした「しずおか子育て優待カード」は、カードデザインを一新して、平成二十二年四月以降も継続します。

十八歳未満のお子さんを同伴した保護者や妊娠中の人が、協賛店舗・施設でカードを提示することで、店舗ごとに用意された応援サービスを受けることができます。  
協賛店舗・施設には、ステッカーやレジ用ミニのほりなどが掲示されていますので目印にしてください。

応援サービスは、協賛店舗・施設の善意によるものです。ルールを守って、皆で気持ちよく利用しましょう。

また、市・県では、この事業に協賛していただける店舗や施設も募集しています。ご協力をお願いします。



## 協賛店舗情報はこちらから

市ホームページ <http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp>  
静岡県ホームページ  
パソコンから <http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-240/>  
携帯電話から <http://www.pref.shizuoka.jp/m/>  
問合せ 福祉課 電話0558 76 8008

## 市有地の売却

市では、2カ所の市有地を一般競争入札により売却します。購入希望の場合は、期間内に入札参加申込み手続きをしてください。最低売却価格以上で最高価格入札者が落札者となります。

### 【申込み方法】

**提出期間** / 3月8日(月)～26日(金)  
9:00～17:00  
\*土・日曜、祝日を除く

**提出場所** / 管財課(伊豆長岡庁舎1階)

**提出書類** / 入札参加申込書(応募要領書式)  
個人は住民票  
法人は登記簿謄本  
(登記事項証明書)

### 1. 四日町字鷺沼709番

(宅地)212.08平方メートル  
【最低売却価格】19,660,000円



### 2. 長岡字蔵之前418番7

(宅地)746.41平方メートル  
【最低売却価格】48,140,000円



問合せ 管財課  
電話055 948 2902

**入札** / 4月6日(火)14:00～市役所伊豆長岡庁舎3階第1会議室 \*入札後即時開札  
\*入札参加申込書と応募要領等は、管財課で配布します。市のホームページからもダウンロードできます。  
\*入札参加資格、入札保証金、入札手続き、物件調書等の詳細は、応募要領を確認してください。  
\*現地説明会や物件説明会等は行いません。現況での引渡しとなりますので、あらかじめ現地を確認してください。